

平成25年度

事業計画書

公益財団法人かわさき市民活動センター

## 平成25年度事業計画

### 【取組の基本方針】

当財団の使命は「川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与する」こととされています(定款第3条)。

平成25年度も引き続き、この定款の趣旨に基づき、市民活動の推進及び青少年の健全育成を2本の柱として、地域の関係団体・関係機関と連携し事業展開を図ってまいります。

近時の当財団を取り巻く環境変化(川崎市の青少年の育成等に係る権限が各区に移管されたこと)への対応として、平成25年度も継続して所要の措置を講じてまいります。

また、平成25年度は、平成15年4月にかわさき市民活動センターとなってから10周年となることから、全市的イベント等に冠を付けて記念事業として実施してまいります。

### 【事業計画の具体的内容】

#### 1 市民活動推進事業

市民活動推進の各事業を展開するに当たっては、常に全市・全領域的立場から推進するとともに、中間支援組織としての業務遂行能力の向上、機能充実に取り組みます。

##### (1) 会議室・フリースペース管理運営事業

ア 引き続き、会議室については有料とし、フリースペースについては無料として運営してまいります。また、利用者へのアンケート調査等を実施し、更なる利用率及び利便性の向上を図ります。

イ ブースについては、複数団体利用も可能とする一部運用の見直しを行い、柔軟な対応に努めてまいります。

##### (2) 情報提供・啓発事業

財団が担う中間支援組織の基本的役割として、市民活動団体の活動はもとより、学校におけるボランティア活動や企業の社会貢献活動など、全市域の市民活動の状況について、様々な機会を捉えて情報の収集を行うとともに、時宜に則して迅速な情報提供に努めてまいります。主な取組は、次のとおりです。

ア 情報紙「ナンバーゼロ」の発行(録音版の製作)

イ ボランティア・市民活動紹介冊子(ボラ・ナビ)の発行 <川崎市社会福祉協議会と共催>

ウ 神奈川新聞へのコラム連載

エ ホームページ・ポータルサイトの運営

##### (3) 調査・研究事業

全市域・全領域の中間支援組織としての市民活動団体の基礎的データの蓄積及び状況把握と市民活動推進事業等の検討に活用するために、市民活動実態調査を実施します。また、そ

の成果については、関係する団体・機関等、多方面に公開し情報提供してまいります。平成25年度については、市民活動団体の推移等、経年の比較検討できる内容の調査を予定しています。

#### (4) 交流促進事業

市民活動団体、企業及び行政との交流・情報交換を活発化し、各セクター間の協働関係の強化を図るため、交流会の開催等の各種事業に取り組みます。主な取組は、次のとおりです。

ア かわさきボランティア・市民活動フェアの開催（10周年記念事業として実施）

イ 市民活動交流会の開催

#### (5) 研修・相談事業

市民や市民活動団体が、活動団体の形成や運営等に必要なノウハウを簡便に習得できる機会を確保・提供するため、各種研修会・講座等を開催します。

相談事業については、市民や活動団体が気軽に利用できる体制を維持するとともに、専門的な相談にも応じられるよう、相談員及び職員の相談スキルの向上を図ります。

主な取組は、次のとおりです。

ア ボランティア・市民活動入門講座の開催 <川崎市社会福祉協議会と共催>

イ 市民活動基礎講座の開催

ウ ボランティア・市民活動団体パワーアップ研修会の開催<一部、川崎市社会福祉協議会と共催>

エ 災害ボランティア養成講座の開催

オ 市民記者養成講座の開催

カ 市民活動相談業務の維持・拡充

キ NPO法人の手続に関する相談の実施 <川崎市と共催>

#### (6) 連絡調整事業

市民活動に関する様々な分野における団体間の情報交換や連携の強化・推進を図るため、必要に応じて各種連絡調整会議を開催します。会議の開催・運営に当たっては、実施効果の共有・活用を図るため、川崎市をはじめとした関係機関と連携のうえ実施します。主な取組は、次のとおりです。

ア 川崎市社会福祉協議会との連絡調整会議の開催

イ 川崎防災ボランティアネットワークの運営

ウ 大学と市民活動団体との連携・協働事業の支援促進

エ 市・区の市民活動支援担当者との定期的情報交換会等の開催

#### (7) かわさき市民公益活動助成金制度運営事業

市民活動団体がより活発に活動を行えるよう、新たに活動を開始した団体の事業を対象としたスタートアップ助成と、従来の活動を充実又は拡大し行う事業を対象としたステップアップ助成30・100・200の4つのメニューにより助成を行います。

また、助成制度の一層の充実を図るため、制度検討プロジェクトの改正案の策定に取り組んでまいります。

#### (8) 川崎災害ボランティア活動助成事業

国内における災害発生後の被災地で行う復興支援に係るボランティア活動助成については、

引き続き当助成事業を維持・継続してまいります。

#### (9) 川崎市市民活動補償制度運営事業

市民が安心してボランティア活動に取り組める環境づくりの一環として、引き続き、川崎市市民活動補償制度運営事業（ボランティア保険事業）を川崎市から受託・実施します。

## 2 青少年健全育成事業

平成24年度と同様、これまでの経験と知識を活かし、受託全館の均質なサービスの維持・向上を図るため、今後ともスケールメリットを活かすなどの工夫を凝らし、利用者の利便性に即した事業展開を推進して、こども文化センター53館及びわくわくプラザ101校を適切に管理運営してまいります。

主な取組は、次のとおりです。

#### (1) こども文化センター運営事業

##### ア 快適な居場所づくり

基幹業務として、こども文化センター及びわくわくプラザにおいて、安全・安心かつ楽しい居場所を提供し、子どもたちの健全育成に貢献します。

##### イ 乳幼児の子育て支援

川崎市と連携し、子育てサークルや乳幼児親子が、気軽に利用できるような環境整備を進めるとともに、各区こども支援室や保健福祉センター等と連携し、子育て支援事業を実施します。

##### ウ 中学生及び高校生の利用促進

主体的な活動の尊重・支援を基本とし、異年齢交流行事ほか、様々な工夫を凝らした行事に取り組み、中学生及び高校生の利用の促進を図ります。

また、音楽室設置館の南河原、宮崎及び白山こども文化センターについては、地域音楽活動の拠点として利用の促進を図ります。

##### エ 地域活動拠点としての利用推進

運営協議会等の意見を踏まえ、利用方法の改善や設備・機材の充実や地域特性に則した館運営に努め、市民活動団体の地域活動拠点としての利用促進を図ります。

##### オ 運営協議会との連携強化

(ア) 運営協議会の方々との連携した館の運営を行います。

(イ) 各館の運営協議会代表者参加による区単位の運営協議会を開催し、様々な情報・意見の集約を図り、地域の意見を踏まえ、地域と一体となったこども文化センターの管理運営を行います。

##### カ 不登校児の居場所づくりの取組強化

不登校児が来館した際、より適切な対応ができるよう、職員のスキルアップを図り、不登校児の居場所づくりの促進を図ります。

##### キ 児童の安心・安全確保

安全・安心の確保は、当財団の基本であることから、日頃からスタッフの見守り強化、遊具等の点検強化に取り組むとともに、事故ゼロ運動を推進し、より一層の事故防止の向

上に努めます。

不審者等の対応については、必要に応じて職員が適切な対応がとれるよう、不審者情報をタイムリーに全こども文化センターに発信し、児童の安心・安全の確保を図ります。

#### ク 専門相談員の巡回配置

近時、わくわくプラザを利用する特別な支援を必要とする児童数が増えています。こうした状況を踏まえ、引き続きスタッフに助言・援助するための専門相談員を巡回配置し、全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるための取組を進めます。

#### ケ わくわくプラザ学習タイムの実施

引き続き専任アドバイザー（ボランティア又は臨時職員）を配置し、自学・自習を落ち着いてできる時間と環境を確保し、子どもたちの学習習慣の形成を図ります。

#### コ 研修制度の充実

人的サービスの基本となる職員のより一層の資質向上を図るため、経験や役職に応じた研修を計画的に実施します。

#### サ 子ども運営会議等の活動促進

川崎市子どもの権利に関する条例の精神に則り、「子ども運営会議」の意見・企画を尊重した運営を行い、行事等への子どもたちの積極的参画を促します。

#### シ 地域関係機関・関係団体との連携の強化

こども文化センター及びわくわくプラザの円滑な事業の運営を図るため、

- ・学校及び行政機関
- ・各区役所こども支援室及び保健福祉センター
- ・地域子育て支援センター及び子育てサークル等
- ・各地域施設利用団体

などの関係機関・団体との共同事業の実施及び連携強化を推進します。

また、特別な支援を必要とする児童への対応強化を図るため、

- ・発達相談支援センター
- ・児童相談所
- ・地域療育センター

などの関係機関との交流推進、連携強化に取り組みます。

#### ス 複数館による合同行事の開催

当財団のスケールメリットを活かし、多くの子どもたちが参加できるゲーム等を各館共通の遊びとし、複数のこども文化センターの子どもたちが集う合同行事を開催し、交流を図ることにより、子どもたちの輪を広げます。

#### セ 体験学習の拡充

子どもたちの豊かな人間形成の一助として、市民活動団体や地域の方々に協力いただき、様々な体験学習を企画実施します。

#### ソ 地域ボランティア等との協働推進

知識と経験を有した地域ボランティアと子どもたちが、共同して様々な行事等を企画実施することによって、地域の子どもと大人が共に遊び・育み合うことができるよう場の提

供を図ります。

#### タ 施設修繕・環境整備の推進

引き続き、NPO法人に所属する元学校用務員スタッフの協力を得て、本棚や下駄箱等の作製、転落防止柵の設置、木々の剪定等、施設の修繕・環境の整備を効率的・効果的に実施し、環境整備の充実を図るとともに、経費縮減にも取り組みます。

#### チ 財政基盤の安定確保と円滑な事業運営

指定管理業務の円滑な運営の一助となすため、特別費用準備資金等取扱規則に基づき、特別費用準備資金や資産取得・改良に充てる資金を計画的に保有し、円滑な事業運営と財政基盤の安定確保を図ります。

#### (2) 子育て支援・わくわくプラザ事業

川崎市は、就労等のため、わくわくプラザの終了時間午後6時までには、子どもの迎えが難しい保護者のため、1時間の延長事業(子育て支援・わくわくプラザ事業)を有償で実施しています。子育て支援拡充の観点から、引き続きこの事業を川崎市から受託し、実施してまいります。

#### (3) 地域子育て支援センター(児童館型)事業

この事業は、川崎市が、平成20年10月から、こども文化センターを利用して実施している事業です。当財団は「ふぁみいゆ」という愛称で受託・実施しています。

地域子育て支援策の一環として、平成25年度も10箇所での事業を実施する予定です。併せて、未就学児と保護者が楽しく安心して遊べる、交流できる場として、地域の関係諸機関と密に連携を図り、育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成支援及び地域の保育資源の情報提供等に積極的に取り組みます。

#### (4) その他

ア 平成23年12月、川崎市から、非常時における児童の安全の確保をより適切に行うための「川崎市こども文化センター災害時対応マニュアル作成指針」が示されました。今後、このマニュアルを基にして作成した施設ごとの対応マニュアルに沿って、緊急時に適切な対応ができるよう取り組んでまいります。

イ 大学等からの教育実習・インターンシップの受入れ要請をはじめ、更には中学校や高校からの職場体験学習等の受入れ要請が、年々増加傾向にあります。業務外のため対応に苦慮していますが、平成25年度も引き続き可能な限り受け入れてまいります。

ウ わくわくプラザ開設10周年を記念し、以下のような事業を実施してまいります。

##### ○ 記念フェスタ(仮称)

月 日 平成26年2月15日(土)

会 場 高津市民館

目 的 非日常体験ができる場を提供し、児童の情操を豊かにする

内 容 検討中

##### ○ 乙武 洋匡氏による記念講演会

日 時 平成25年7月13日(土) 10時から11時30分

会 場 川崎市総合福祉センター(エポック中原) ホール

テーマ 「いま子どもたちのためにできること」

対象 川崎市内在住の乳幼児及び小学生の保護者 約900名

○ 各区拡大記念行事

毎年実施している区行事の拡大または区ごとに新規事業を企画することで、より地域性の高い事業を実施し、地域の児童に還元する。

○ 現キャラクターの「コぶんたくん」のリニューアルと新キャラクターの製作・記念グッズの製作

○ こども文化センターの周知・広報の推進

・こども文化センターのフラッグの製作

・こども文化センターの看板の製作

### 3 法人の運営

公益財団法人として、その役割・機能を発揮できるよう、法人の組織体制の強化を図るとともに、組織運営の中核を担うことができる人材の確保及び育成を急ぐことを、全課の共通課題として取り組みます。

また、諸課題の解決に向けて、現場と本部とが一体となって、職員の意識改革をはじめ、さまざまな観点から法人内部の改革に取り組みます。

主な取組は、次のとおりです。

#### (1) 業務・組織の改革

ア 引き続き、事業計画の進捗管理を着実にを行い、コスト削減や効果的な事業の実施などを通じ、効率的・効果的な事業執行と業務の改善に努めてまいります。

イ 法人の将来の経営・運営を担い得る人材の確保・育成を図るため、研修内容や登用制度の見直しを行うとともに、実務処理能力の向上に向け計画的な人事配置を進めてまいります。

ウ 法人の組織・運営機能の強化に向け、信賞必罰の原則に基づいた人事・労務管理を継続して行うとともに、関係規則・規程の見直し、整備を進めてまいります。

#### (2) 財務改善

ア 公益法人会計基準(20年改正基準)による会計処理を適正に行うとともに、会計管理体制を整備してまいります。

イ 税制上の優遇措置を周知・広報して、賛助会費や寄付金等の現状確保を図るとともに、資金運用についても元本の安全性を基本として、利息収入の現状確保を図ります。

ウ 特定費用準備資金の記念事業については、計画どおり10周年の事業活動を平成25年度に的確に実施します。また、備品交換事業については、平成26年度の実施に向けて継続して計画どおり積み立てを行います。